

学校法人鶴岡学園ハラスメント防止等に関する規程

(平成 17 年 9 月 20 日 則 第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人鶴岡学園（以下「本学園」という。）におけるハラスメントの防止・排除及びハラスメントが生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、ハラスメントとは、相手側の意に反する言動等により、相手側に不快感や不利益を与え、教育・研究、就学及び就労の環境を悪化させることをいう。

(理事長の責務)

第 3 条 理事長は、ハラスメントの防止等に関する事項を総括する。

(委員会)

第 4 条 本学園に、ハラスメントの防止等の適切な実施を期するため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）、防止対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び相談員を置く。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントを防止・排除するための広報・啓蒙活動及び研修の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する苦情の処理及び被害者の救済に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(委員会組織)

第 6 条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長、外国語学部長、人間科学部長、グローバルコミュニケーション研究科長、各学科長、明清高等学校長、附属幼稚園長、学生委員長
- (2) 事務局長、総務部長、学務部長、総務課長、教務課長、学生課長、高等学校事務長
- (3) その他本学園の職員で委員会がハラスメントに識見を有すると認めた者若干名

2 前項第 3 号の委員は、理事長が任命する。

3 第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(議決)

第 7 条 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は、出席者の 4 分の 3 以上の同意によって決する。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、委員会の付託に基づき、ハラスメントに起因する苦情の申立てに係る事実関係の調査及び事実行為が認められた場合の対策等に関する事項を専門的に検討する。

(専門委員会の構成)

第10条 専門委員会は、委員会の委員5名をもって構成する。

2 前項の委員は、委員会の推薦に基づき、理事長が任命する。

3 専門委員会の委員の任期は、当該事案について委員を任命された日から、当該事案の調査及び審議が全て終了した日までとする。

4 専門委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

5 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

6 専門委員会は、委員の4分の3以上の出席により成立し、議事は、出席者の4分の3以上の同意によって決する。

7 委員長は、決した事項について委員会委員長に報告しなければならない。

(相談員)

第11条 本学園に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、相談員を配置する。

2 相談員は、本学職員のうちから若干名を委員会の推薦に基づき理事長が任命し、教職員及び学生・生徒に公表する。

3 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(相談員の業務)

第12条 相談員は、以下の事項を所管する。

(1) 事案に応じて、男女の別などを考慮して編成された2名程度の構成により、申立て人から事情を聴取して、事実関係の把握に努め、必要な措置を検討して、委員会委員長に報告すること。

(2) 専門委員会の設置後は、専門委員会との連携により、相手方の事情聴取、斡旋、助言等を行うこと。

(相談窓口)

第13条 ハラスメントに関する苦情及び相談は各相談員において行う他、総務部総務課、学務部教務課、学務部学生課及び高等学校事務室に窓口を設ける。

2 窓口における担当者は、相談者の希望に基づき、相談員による面接の機会を設ける。ただし、相談内容を聴取してはならない。

(プライバシー等の保護)

第14条 相談員及びハラスメントの苦情処理に携わる者は、当事者のプライバシー、名誉、その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメントに対する措置等)

第15条 理事長は、ハラスメントの事実が認められた場合には、就学、就労、教育若しくは研究の環境を改善し、又はその他適切な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第16条 委員会、専門委員会及び相談員に関する庶務は、総務部総務課、学務部教務課、学務部学生課及び高等学校事務室において処理する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月27日から施行し、平成19年8月9日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年8月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。